

## 出席停止の連絡について

医師より下記の疾病と診断された場合は、学校保健安全法により本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため、出席停止の期間が定められています。

つきましては、医師の指示に従い必要な期間、十分に治療や休養をとられますようお願い申し上げます。

なお、登校するにあたっては、キリトリ線より下の「登校許可証明書」を医師に記入していただき、登校時HR担任に提出してください。

対象疾病（規則第18条）

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 **SARS** コロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 **MERS** コロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）

\*上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、（おたふくかぜ）、風しん、水痘、咽頭結膜熱、**新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）**結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

\*この他に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）

.....キリトリ線.....

登校許可証明書	
保護者 記入	HRNO _____ 生徒氏名 _____ 保護者氏名 _____
医療機関 記入	出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ ) 日間 病 名 _____ その他の指導事項 _____ 上記の者、当初の疾病治療中のところ、軽快したので登校して良いことを証明する。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関・医師名 _____ 印 _____